

「みどり市小規模事業者感染症対策協力金」に関するQ&A

令和2年7月31日時点版

Q&A もくじ

主なご質問内容	該当ページ
協力金の支給目的について	No.1 - 1 (2ページ)
対象事業者や支給要件について	No.2 - 1 ~ No.2 - 3 (2ページ)
居住地や事業地等について	No.2 - 4 ~ No.2 - 8 (3ページ)
従業員数や社員構成について	No.2 - 9 ~ No.2 - 11 (3ページ)
支店、チェーン店、フランチャイズ等について	No.2 - 12 ~ No.2 - 13 (3ページ)
業種や事業所の形態等について (自宅が事業所である場合など)	No.2 - 14 ~ No.2 - 23 (4ページ)
他の給付金等との関係について	No.2 - 24 ~ No.2 - 25 (4ページ)
感染拡大防止策について	No.2 - 26 ~ No.2 - 30 (5ページ)
申請方法等について	No.3 - 1 ~ No.3 - 8 (6ページ)
その他	No.4 - 1 ~ No.4 - 2 (6ページ)

「みどり市小規模事業者感染症対策協力金」に関するQ&A

1. 協力金の支給目的について		
1-1	協力金を支給する目的は何ですか。	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経営環境に置かれながらも感染拡大防止措置を講じながら事業継続に全力で取り組まれている市内小規模事業者の皆様に、感染拡大防止への協力に対し協力金を支給するものです。
2. 支給対象者について		
(対象事業者や支給要件について)		
2-1	どのような事業者が対象となりますか。	<p>令和2年5月22日時点で、以下を全て満たす市内小規模事業者となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時使用する従業員の数が5人以下の事業所（工場、店舗、作業所等を含む。以下「事業所」といいます。）を経営していること。 <p>【令和2年7月31日更新】</p> <p>○法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に主たる事業所を有すること。 ・直近の事業年分の法人市民税の申告をしていること。 <p>※市内での事業活動が1年未満の場合は、令和2年5月22日以前に法人設立届出書が税務署に受理されている方が対象となります。</p> <p>○個人事業主</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、引き続き居住していること。 ・令和元年分の所得税または令和2年度の住民税に関して営業等の事業所得の申告をしていること。（ただし、農業を営む個人事業主については、青色申告した方に限ります。） <p>※開業から1年未満の場合は、令和2年5月22日以前に開業届が税務署に受理されている方が対象となります。</p>
2-2	営んでいる業種によって対象外となることはありますか。	<p>原則として業種を問わず協力金の対象となりますが、以下に当たる場合は対象とはしていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宗教上の組織もしくは団体 ・政治団体 ・事業所が支店またはチェーン店 ・みどり市暴力団排除条例（平成24年みどり市条例第12号）に規定する暴力団又は暴力団員 ・「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」に規定する風俗営業に該当するもの及びこれに類する業種
2-3	支給を受けるにあたって、条件などはありますか。	<p>協力金の支給を受けるには、以下を満たしていただく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所において感染拡大防止策を講じていること。 ・協力金受給後も事業を継続する意欲があること。 ・群馬県の感染症対策事業継続支援金の支給を受けないこと。 ・市税を滞納していないこと（新型コロナウイルスに起因する理由で徴収が猶予されているものは除きます）。

「みどり市小規模事業者感染症対策協力金」に関するQ&A

(居住地や事業地等について)		
2-4	本社はみどり市外ですが、みどり市内に事業所がある法人です。対象になりますか。	法人で、主たる事業所がみどり市にない場合、対象にはなりません。
2-5	本社がみどり市内にあり全従業員数が15人の法人です。みどり市内に、本社以外にも事業所があり、本社に5人、本社以外の事業所に10人が勤務しています。対象になりますか。	1つの企業全体で、常時使用する従業員の数が5人以下の事業所が対象ですので、全従業員数が15人の場合は対象にはなりません。
2-6	みどり市内に居住している個人事業主ですが、事業所は市外になります。対象になりますか。	主たる事業所が市内にないため、対象にはなりません。 【令和2年7月31日更新】 市内に住所を有する個人事業主であれば、対象になります。
2-7	みどり市内に本社がある法人です。代表取締役はみどり市外に居住していますが対象になりますか。	対象になります。
2-8	自宅が事業所を兼ねています。協力金の対象になりますか。	【令和2年7月31日更新】 法人で、代表者等の自宅が主たる事業所を兼ねている場合は、自宅兼事業所がみどり市内にあれば、対象になります。 なお個人事業主の場合は、みどり市内に住所を有していれば対象になりますので、市内の自宅が事業所を兼ねている場合も対象になります。
(従業員数や社員構成について)		
2-9	「常時使用する従業員数」はどのように考えたらよいですか。	常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく事前に解雇の予告を必要とする者のことです。なお、「事前に解雇の予告を必要とする者」については、正社員及び1か月以上の期間で雇用しているパートやアルバイトになります。 法人の社長や役員、また個人事業主自身は従業員ではありません。 本協力金では、小規模事業者を「1つの企業全体で従業員数5人以下の事業者」と定義しているため、経営者を除く従業員数が5人以下であれば、対象となります。 専従者の考え方については、Q2-11もご参照ください。
2-10	「常時使用する従業員の数が5人以下」とありますが、自分1人のみで事業をしており、従業員はおりません。協力金の対象になりますか。	事業主本人のみであっても対象となります。この場合、申請書には「従業員 0人」と記載して申請してください。
2-11	専従者3名、正社員4名で事業を行っている個人事業主です。専従者にも正社員と同じ条件で賃金を支払っており、休暇等の条件についても正社員と同様です。この場合、「常時使用する従業員の数が5人以下」に該当しますか。	専従者とは、「納税者の経営する事業に従事している生計を一にしている配偶者その他の親族」のことです。本協力金では、専従者についても従業員とみなすため、常時使用する従業員の数は7人となり、本協力金の対象にはなりません。
(支店、チェーン店、フランチャイズ等について)		
2-12	大手コンビニ会社とフランチャイズ契約を結ぶ個人事業主です。対象になりますか。	フランチャイズ店であっても対象になります。
2-13	外食法人のチェーン店で店長をしています。対象になりますか。	チェーン店については対象にはなりません。

「みどり市小規模事業者感染症対策協力金」に関するQ&A

(業種や事業所の形態について)		
2-14	農業のみによって生計を立てている個人事業主です。対象になりますか。	令和元年分の所得税に関して、青色申告していれば対象になります。
2-15	事業を開始したばかりでも、支給対象となりますか。	令和2年5月22日以前に、法人設立届出書もしくは開業届が税務署に受理されていれば対象となります。 この場合は、法人設立届出書の写しもしくは開業届の写しを、忘れずにお送りください。
2-16	不動産所得を青色申告しています。対象になりますか。	対象にはなりません。不動産業を営み、業として事業所得を申告している事業者が対象です。
2-17	アパート経営により生計を立てている個人事業主です。対象になりますか。	令和元年分の所得税または令和2年度の住民税に関して、営業等の事業所得の申告に該当している場合は対象になります。不動産所得の申告に該当している場合は対象にはなりません。
2-18	小売業で生計を立てていますが、自家消費用に農作物を育てています。青色申告していませんが、対象になりますか。	小売業で生計を立てているということであれば、小売業の部分について、令和元年分の所得税または令和2年度の住民税に関して、営業等の事業所得の申告に該当している場合は対象になります。
2-19	インターネット販売が主体の個人事業主で、自宅で事業を実施しており店舗展開していませんが、対象になりますか。	【令和2年7月31日更新】 個人事業主の場合、みどり市内に住所を有していれば対象になりますので、無店舗販売で市内の自宅が事業所を兼ねている場合も対象になります。
2-20	プログラマーとして生計を立てている個人事業主です。対象になりますか。	令和元年分の所得税もしくは令和2年度の住民税に関して、営業等の事業所得の申告に該当している場合は対象になります。
2-21	複数の事業を行っている個人事業主です。所得税において、営業等の事業所得、不動産、配当で申告しています。対象となりますか。	営業等の事業所得で申告を行っているのであれば、他の項目に関わらず対象になります。
2-22	主に農業で生計を立てていますが、副業で小売業をしています。対象になりますか。	令和元年分の所得税に関して、農業所得と併せて営業等の事業所得の青色申告をしている方が対象となります。 ※税務署に青色申告の届出をした場合には、全ての所得を青色申告することとなります。
2-23	みどり市内に居住していますが、普段は市外の一般企業に勤めています。副業としてインターネット販売の小売業をしています。対象になりますか。	【令和2年7月31日更新】 個人事業主の場合、みどり市内に住所を有しており、令和元年分の所得税または令和2年度の住民税に関して、営業等の事業所得での申告に該当していれば対象になります。
(他の給付金等との関係について)		
2-24	国で実施している持続化給付金を申請しています。対象になりますか。	対象になります。なお、群馬県の感染症対策事業継続支援金の支給を受ける場合は対象にはなりません
2-25	県の休業要請の対象となりましたが、事情により休業せず、県の感染症対策事業継続支援金を受給することができませんでした。市の協力金は受給できますか。	県の休業要請対象であっても、支援金を受給していなければ対象になります。

「みどり市小規模事業者感染症対策協力金」に関するQ&A

(感染拡大防止策について)		
2-26	事業所で講じている新型コロナウイルス感染症拡大防止対策とは、具体的にどのようなことですか。	新型コロナウイルスに自分も他人も感染しないように、普段の生活ではやっていなかった新たな取り組みのことです。一つに例として「事業所に入る前の消毒の徹底」や「マスクの着用」「建物内の換気の徹底」「飛沫防止シートの設置」等が想定されます。それぞれの事業形態等に応じて、実施可能かつ効果的と思われるものに取り組んでいただくようお願いします。
2-27	自宅が事業所を兼ねている配管工です。従業員はならず、仕事の依頼は電話またはメールのみです。どのようなことが事業所で講じている新型コロナウイルス感染症拡大防止策になりますか。	事業所（自宅）における消毒用アルコールの設置、室内の定期的な換気、また、訪問先でのマスクの着用や作業前後の手指消毒なども感染拡大防止策として挙げられます。
2-28	事業所で講じている新型コロナウイルス感染症拡大防止対策は、何日から何日までに講じた対策が対象となりますか。	申請時点で対策を行っていることが確認できることが支給要件となります。実施期間は定めていませんが、感染拡大をみどり市全体で防止していくことが目的であり、それぞれの事業者の皆さんが可能な範囲で、できるだけ長期にわたって取り組んでいただきたいと考えています。
2-29	事業所で講じている新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が分かる資料について、指定の書式などはありますか。	指定の書式はありません。営業時間の短縮や休業したことが分かる案内、消毒・咳エチケット・手洗いの励行などを示すポスターなどについては、コピーなどでも問題ありません。 事業所における飛沫防止シートの設置や消毒用アルコールの設置、マスクの着用などについては、その様子を撮影した写真をお送りください。
2-30	【令和2年7月31日追加】 個人事業主で、みどり市内に居住していますが主たる事業所は市外にあります。市外の事業所でも感染拡大防止策を講じる必要がありますか。	市外の主たる事業所であっても、感染拡大防止策を講じていただきますようお願いします。防止策を講じることで、個人事業主ご本人や従業員の方への感染が防止されることや、市外からの感染流入防止等にも効果があると考えられます。

「みどり市小規模事業者感染症対策協力金」に関するQ&A

3. 申請方法等について		
3-1	申請の窓口はどこになりますか。	感染拡大を防止するため、申請は原則郵送とさせていただきます。お問い合わせ先は、みどり市産業観光部商工課（0277-76-1938（直通））となります。なお、商工会員については、各商工会でもお問い合わせいただけます。
3-2	複数の店舗を持つ事業者は、店舗の数だけ申請できますか。	1つの法人（個人事業主）で1件の申請となります。複数の店舗や別の屋号で経営していても、同一法人または同じ個人事業主の場合は、複数の申請はできません。
3-3	同一人物が複数の法人を経営していた場合、協力金は法人ごとに申請できますか。	法人格が別の場合は、法人ごとに申請できます。
3-4	申請書を郵送する際の封筒に指定はありますか。	お急ぎの場合で、自己負担で郵送いただく際については、封筒の指定はございません。 お急ぎでない場合は、郵送料不要の返信用封筒を申請書等と併せてお送りさせていただきますので、みどり市産業観光部商工課（0277-76-1938（直通））までご連絡ください。
3-5	プリンターを持っていないので、申請書を印刷できません。どこで配布していますか。	感染拡大を防止するため、原則市役所窓口等での配布は行いませんが、申請書類の郵送請求には対応します。みどり市産業観光部商工課（0277-76-1938（直通））までご連絡いただければ、郵送料不要の返信用封筒と併せてお送りさせていただきます。
3-6	申請の方法は郵送のみですか。	感染拡大を防止するため、原則郵送のみをお願いしております。ご不明な点がございましたら、みどり市産業観光部商工課（0277-76-1938（直通））までお問い合わせください。 なお、送付先は以下のとおりです。 宛先：〒376-0192 みどり市大間々町大間々1511 みどり市役所産業観光部商工課
3-7	申請書を郵送した後に、何も記載されていない申請書が届きました。	みどり市商工会及び笠懸町商工課の会員で本協力金に該当されると思われる事業者に対しては、令和2年5月22日以降に、申請書類を商工会より郵送します。
3-8	申請書の書き方が分かりません。	ホームページ内にある「様式第1号記入例」を参考にご記入ください。ご不明な点は、みどり市産業観光部商工課（0277-76-1938（直通））まで電話でお問い合わせください。感染拡大防止のため、市役所窓口等への来庁はお控えいただきますよう、ご協力をお願いいたします。
4. その他		
4-1	手続き後、どのくらいで協力金が振り込まれますか。	郵送いただいた申請書を受理してから、2～3週間程度で順次お振り込みしたいと考えております。
4-2	申請の順番が後になると、協力金の支給を受けられなくなりますか。	対象となる事業者全てに協力金をお渡しできるようにいたします。支払の手続きについては、申込をいただいた事業者から順次実施いたします（申請書等に不備がある場合は別途期間を要します）ので、いましばらくお時間をいただきますようお願いいたします。 なお、申請の受付は令和2年9月30日（当日消印有効）までとなっていますので、ご注意ください。